

鹿児島県における建築確認申請等の電子申請について

令和8年4月1日から「建築確認申請」を電子申請したものに限り「中間検査申請」、「完了検査申請」、「各種届出等」に係る電子申請の受付を開始します。
「建築確認申請」に係る電子申請の受付は令和8年1月5日から開始済。

1. 電子申請の方法

電子申請においては、一般財団法人建築行政情報センター(以下、ICBAという。)の「電子申請受付システム」を使用します。

[ICBA電子申請受付システム](#) (外部サイトへリンク)

システムを初回利用の方はアカウント登録が必要です。

また、操作説明については、[ICBAのHP](#) (外部サイトへリンク)に掲載の電子申請受付システム操作説明書(申請者向け)をご確認ください。

2. 対象となる手続き

鹿児島県所管(※1)の建築物・工作物・昇降機に係る建築基準法及び建築基準法施行細則に基づく以下の申請について、電子申請が可能です。

なお、確認申請または計画通知を電子申請したものについては、その後の手続きを全て電子申請で行ってください。

- ・確認申請及び計画通知
- ・計画変更確認申請及び計画変更通知
- ・中間検査及び完了検査
- ・工事完了届出(用途変更)
- ・設計変更届出(軽微な変更), 名義変更届出, 地名地番変更届, 工事監理者・工事施工者(変更)届出, 工事とりやめ届出, 建築物等確認申請書取下届出及び施工状況報告書(※2)

(※1)鹿児島市, 鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市の建築主事がかさどる建築物等を除く。

(※2)以下「各種届出等」という。

3. 電子申請の申請先

電子申請にあたっては、建築予定地を所管する地域振興局等を申請先とする必要があります。申請先に誤りがある場合、受付ができませんので、ご注意ください。

申請先一覧は別紙のとおり

4. 電子申請における手数料の納付

電子申請における手数料の納付は、「鹿児島県収入証紙」または「キャッシュレス決済」での納付となります。キャッシュレス決済については、県HPをご確認ください。

事前審査の完了後、手数料の納付案内を行います。